

災害からの安全な京都づくり条例

～ともに支え合う共生社会の実現に向けて～

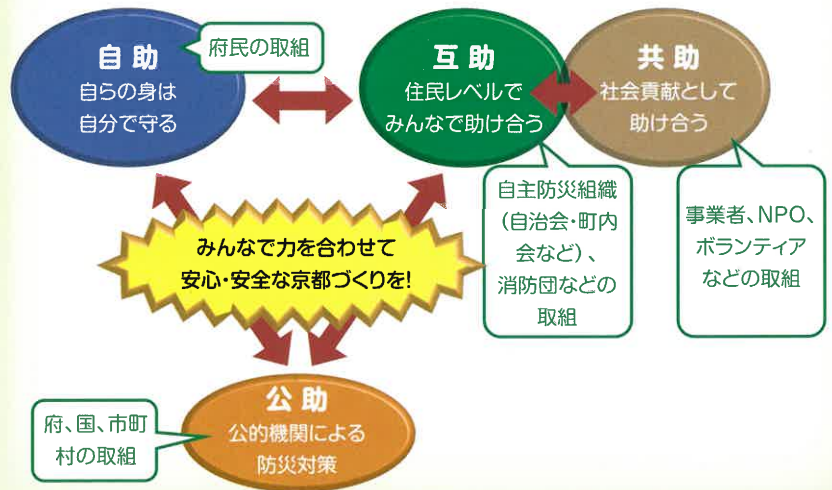


京都府では、今後発生のおそれがある風水害や地震・津波等に的確に対応する必要があることから、ハード対策とソフト対策を有効に組み合わせる総合的な防災対策を推進し、安心・安全に暮らすことができる京都府を実現するため、平成28年8月に「災害からの安全な京都づくり条例」を施行しました。

条例の特徴

- ①府民の皆さまに行っていただきたい取組や府と府民等が連携、協働して実施する取組を規定
→ 防災対策の基本は、自助、互助・共助、公助です。
- ②災害を防止し又は被害を軽減するために事前に備える対策を中心に規定

防災対策の基本～自助、互助・共助、公助



条例の3本柱

- ①府が災害危険情報(※1)を提供し、府民等と情報共有
- ②防災機能(※2)を強化し、災害に強いまちづくりを推進
- ③地域防災力の向上

※1 洪水浸水想定、想定震度、土砂災害警戒区域など

※2 雨水を貯留又は浸透させる機能、浸水被害を軽減する機能、地震・津波や火事に対する安全性を確保する機能など



© 京都府 まゆまる 2854025

災害危険情報などの把握、地域住民との共有

- お住まいの地域の災害危険情報をあらかじめ把握しておきましょう。
- 災害危険情報は、家族や地域住民でお互いに共有しておきましょう。
- 災害等に関する情報（気象情報、避難勧告・避難指示など）を集めて、災害に備えましょう。



指定緊急避難場所、避難路、避難方法の確認

- 市町村が作成するハザードマップや地域の自主防災組織等で作成する防災マップなどで、緊急避難場所や避難路、避難方法などを確認しておきましょう。

敷地内又は施設への雨水貯留浸透対策の実施

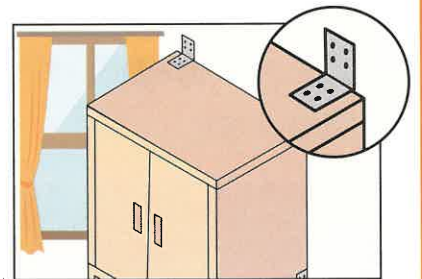
- 大雨のときに雨水を貯められるよう、ご自宅や事務所等に雨水貯留槽を設置しましょう。

建築物の耐震診断・耐震改修・耐火性能の向上、初期消火用具の設置

- ご自宅や事業所等が古いときは、耐震診断や耐震改修を行い、耐震性能を高めましょう。
- ご自宅や事業所等に消火器や感震ブレーカーを設置するなど耐火性能を高めましょう。

屋内における家具等の安全性の確保

- ご自宅や事業所等の室内の安全を確保するため、固定金具や粘着マットの設置、倒れても下敷きにならない家具や書棚の配置の工夫、ガラスへの飛散防止フィルムの貼付などを行いましょう。



自主防災組織の結成・参加、消防団への参加・活動協力

- 自主防災組織（自治会、町内会など）の活動に参加しましょう。
- 消防団に積極的に参加し、消防団の活動に協力しましょう。



防災学習の実施、防災訓練への参加

- 災害や防災対策について様々な書籍やホームページ、講演会などで学習しましょう。
- 府や市町村、自主防災組織や事業者などが実施する防災訓練に参加しましょう。

備蓄、避難時持ち出しの準備

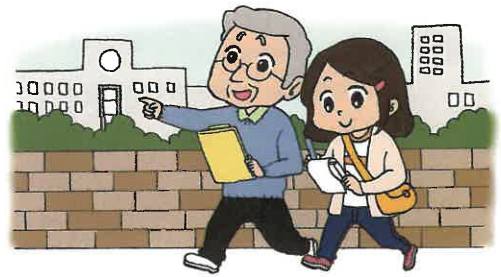
- 3日分（できれば7日分）以上の食料、飲料水などを備蓄しましょう。
- 医薬品や乳幼児用品、ラジオなどを避難時に持ち出せるよう準備しておきましょう。

互助

自主防災組織や自治会に取り組んでいただきたいこと

防災マップの作成及び訓練の実施

- 地域において災害発生の危険のある箇所の把握
- 避難場所や AED 設置場所など役に立つ情報の調査
- これらの情報を基にした地域の防災マップの作成
- 防災マップを地域住民に配布
などを行いましょう。
- 地域の防災マップなどを活用して、防災訓練を実施しましょう。



避難等に必要な資機材の備蓄等

- 避難や救出・救護などに必要な資機材の備蓄・整備、
点検をしましょう。



避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- 市町村や他の関係団体と連携して、避難行動要支援者（高齢者、障害者など）の
避難の支援を円滑に行うための体制づくりをしましょう。

共助

事業者にとりに取り組んでいただきたいこと

災害危険情報の把握

義務

- 宅地建物取引業者は、特定の災害危険情報（洪水浸水想定、津波浸水想定、土砂災害
警戒区域等基礎調査結果など）を把握しなければなりません。

従業員等の安全を確保する計画の作成等

- 災害等に関する情報の収集、従業員等への情報伝達、従業員等の避難誘導、被災した
従業員等の救出・救護、食料・飲料水の備蓄などについて計画を作成しておきましょう。
- 災害発生時に従業員等が一齐に帰宅して混乱しないよう、一齐帰宅抑制の周知、食料
や飲料水の確保、一時的な宿泊場所の確保などをおきましょう。

事業継続計画の作成・改善

- 事業継続計画（BCP）を作成し、災害時でも事業継続できる体制をつくりましょう。

調整池の設置

義務

（平成 29 年 7 月 1 日 施行）

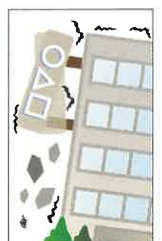
- 開発事業者は、1 ha 以上の開発を行う場合、一定の条件に
より調整池を設置して、維持管理をしなければなりません。



河川への雨水の
流出量を抑制

工作物等の安全性の確保

- 看板や外壁の落下、ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒を防止する措置を
とりましょう。



災害危険情報の提供

- 洪水や地震、土砂災害などの災害危険情報を「マルチハザード情報提供システム」で提供しています。
- 災害発生時の被害状況、道路や河川の状況、避難指示等の状況等を「きょうと危機管理WEB」で提供しています。



「マルチハザード情報提供システム」のQRコード



「きょうと危機管理WEB」のQRコード

総合治水対策の推進

- これまでの河川下水道対策（流す対策）のほか、雨水貯留浸透対策（貯める対策）、浸水被害軽減対策（備える対策）を組み合わせた総合的な治水対策を行います。

例えば…

流す対策：河川や下水道の整備・維持
 貯める対策：敷地内や施設に雨水貯留浸透設備を設置・維持
 森林の雨水貯留浸透機能を確認
 備える対策：排水機場等の適切な操作
 ため池の決壊の防止

地震・津波等に関する防災対策の推進

- 建築物や公共施設、指定等文化財建造物の安全性の確保などの防災・減災対策を行います。

大規模な災害が想定される地域における特別な措置の実施

- 大規模な災害が想定される地域について、府、国、市町村、地域住民等で構成する「特定地域防災協議会」を設置して、防災対策を行います。
- 特別な防災対策が必要な施設を指定して、防災対策を強化します。

（例）雨水貯留浸透機能を維持することが特に重要と認める公園、公共施設等について、地下や屋根に雨水貯留槽を設置し、適切に維持管理します。

自主防災組織等の活動促進など地域防災力の向上

- 自主防災組織や消防団の活動支援、府民の防災学習の支援、地域の防災リーダーの育成、防災訓練の実施などにより地域防災力の向上を図ります。



公的備蓄の推進、物資輸送体制の整備

- 府民等の備蓄を補完するため、食料、飲料水などを備蓄します。
- 救援物資を迅速に避難所などに輸送する体制を整備します。

事業継続の推進

- 事業者の事業継続計画（BCP）作成を支援します。
- 大規模災害発生時でも京都の活力を維持・向上させるよう府と事業者との連携体制を構築します。



© 京都府 まゆまる 2854025

京都府府民生活部防災消防企画課

電話：075-414-4475 FAX: 075-414-4477

京都府ホームページ（災害からの安全な京都づくり条例のページ）：<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/jyorei.html>